

4. 重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の区域の考え方

重点整備地区の区域は、鉄道駅を中心として、高齢者、障害者等が通常徒歩で移動できる概ね500m～1kmの範囲において、生活関連施設の分布状況等を勘案して設定します。

本基本構想では、駅等を中心とした500mの範囲を徒歩圏として生活関連施設の分布状況等により重点整備地区を設定します。なお、500m～1kmに高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する生活関連施設が複数所在する場合は、駅等を中心とした1km以内の範囲で重点整備地区を設定します。

(2) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、高齢者、障害者等が日常よく利用する施設である、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、医療施設、教育施設、文化・レクリエーション施設、都市公園、公益サービス施設（銀行等）、商業施設などとしします。また、それら施設を利用するための駐車場施設もあわせて生活関連施設として位置づけます。

なお、医療施設については、多数の高齢者、障害者等の利用が考えられる病院を、都市公園については、市民の憩いの場、多世代交流の場として広範囲な人の利用が考えられる近隣公園、地区公園、総合公園を生活関連施設としします。

(3) 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、生活関連施設相互間の経路とし、生活関連施設へのアクセスや、地区の回遊性などに配慮し設定します。

なお、地形的制約等で移動等円滑化基準が満足できない区間でも、地区内のネットワークを形成する上で不可欠な区間については、生活関連経路に含めることとしします。

(4) 重点整備地区の区域、生活関連施設、生活関連経路の設定

重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路の設定にあたっては、上記の考え方に基づき、「姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会」及び「姫路市バリアフリー調査会議」の意見を踏まえ、次のように設定しました。

①JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区

<区域>

- ・旧基本構想（平成 22 年度）では、J R 姫路駅を中心に概ね半径 1k m に含まれるエリアを対象としており、本基本構想では、姫路市文化コンベンションセンター、県立はりま姫路総合医療センター、J R 京口駅、J R 東姫路駅を含むエリアを、新たに重点整備地区に編入します。
- ・北は姫路公園南側を走る城南線、南は安田 1 丁目辺り、東は城東 94 号線、城陽 197 号線、下寺町線、西は船場川線で囲まれた区域とします。

<生活関連経路>

○ J R 姫路駅北側エリア

- ・ J R 姫路駅から姫路城及び南東の公共施設群へ至る南北の主軸として、「幹第 1 号線（大手前通り）」、「県道砥堀本町線」、「幹第 4 号線」等を生活関連経路とします。
- ・東西の主軸として、姫路城の南側を走る「幹第 5 号線（都市計画道路城南線）」、東に位置する保健所及び姫路商工会議所への経路として「国道 2 号」等を生活関連経路とします。

○ J R 姫路駅南側エリア

- ・ J R 姫路駅南側に位置する業務施設等を経て市役所方面への主軸として、「幹第 6 号線（駅南大路）」を生活関連経路とします。
- ・ J R 姫路駅の南東に集積する官公庁施設群への経路として、「県道姫路停車場線」、「県道中島姫路停車場線」等を生活関連経路とします。

○ J R 姫路駅周辺

- ・ J R 姫路駅周辺は、J R 山陽本線等連続立体交差事業、土地区画整理事業等に伴って都市計画道路「内々環状東線」・「内々環状西線」等が整備され、「内環状東線」の整備が進められています。
- ・駅周辺の回遊性、アクセシビリティ向上のために、「幹第 8 号線（都市計画道路十二所前線）」及び都市計画道路「内々環状東線」・「内々環状西線」・「内々環状南線」を生活関連経路として位置づけます。
- ・ J R 山陽本線等連続立体交差事業に併せて整備された駅高架下を抜ける東西の「自由通路」についても生活関連経路とします。
- ・土地区画整理事業及び街路事業により整備される、都市計画道路「東駅前線」・「内環状東線」を生活関連経路とします。
- ・県立はりま姫路総合医療センターへの経路として、「県道姫路停車場線」、「幹第 78 号線（都市計画道路十二所前線）」等を生活関連経路として位置づけます。また、商業施設及びキャスティ 21 公園、姫路市文化コンベンションセンターの 2 階デッキについても生活関連経路とします。

○ J R 京口駅周辺

- ・姫路市文化コンベンションセンター及び県立はりま姫路総合医療センターへの経路として、「城東 238 号線」、「城東 239 号線」等を生活関連経路として位置づけます。

○ J R 東姫路駅周辺

- ・姫路市文化コンベンションセンター及び県立はりま姫路総合医療センターへの経路として、「城東 146 号線」、「幹第 78 号線（都市計画道路十二所前線）」等を生活関連経路として位置づけます。

道路名等	備考
国道 2 号	
県道砥堀本町線	
県道姫路停車場線（区間変更）	土地区画整理事業区域内を除く
県道中島姫路停車場線（旧県道阿成姫路停車場線）	旧城陽 30 号線を含む
県道姫路環状線	交差点のみ
主要地方道姫路港線	
幹第 1 号線（大手前通り）	
幹第 3 号線 ※1	
幹第 4 号線	内々環状東線、東駅前線を除く
幹第 5 号線（区間変更）	
幹第 6 号線（駅南大路）	
幹第 8 号線	
幹第 22 号線	
幹第 76 号線（都市計画道路下寺町線）※1	
幹第 78 号線（都市計画道路十二所前線）※1	
都市計画道路内々環状東線	
都市計画道路内々環状西線	
都市計画道路内々環状南線 ※2	城陽 85 号線を除く
都市計画道路東駅前線 ※1	
都市計画道路内環状東線 ※1, ※2	
区画道路区 15-2 号 ※1	
自由通路	
駅前広場（姫路駅 北・南）	
駅前広場（京口駅 東・西）	
駅前広場（東姫路駅）	
城南 1 号線（みゆき通り）	車道（道交法の規制による歩道）
城南 2 号線	車道
城南 20 号線	
城南 24 号線	
城南 25 号線	
城南 104 号線	車道
城南 159 号線 ※1	
城陽 27 号線	
城陽 56 号線	
城陽 76 号線	
城陽 85 号線	
城陽 104 号線	
城東 39 号線	
城東 92 号線	
城東 146 号線 ※1	
城東 216 号線	
城東 238 号線	
城東 239 号線	
城東 242 号線 ※1	
キャストィウオーク（歩行者デッキ） （JR 姫路駅～アクリエひめじ）	エレベータ 4 基 一部通行出来ない時間有
通路（すこやかセンター、ものづくり大学敷地内）	

※1 姫路駅周辺土地区画整理事業により整備 ※2 街路事業により整備

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	J R 姫路駅
	山陽姫路駅
	J R 京口駅
	J R 東姫路駅
官公庁施設	姫路総合庁舎
	姫路法務局合同庁舎
	姫路税務署
	姫路年金事務所
	ハローワーク
	姫路警察署
教育・文化施設	姫路市民会館
	イーグレ姫路
	姫路女学院中学・高等学校
	白鷺小・中学校
	姫路聴覚特別支援学校
	姫路市総合教育センター
	姫路市文化コンベンションセンター（アクリエひめじ）
保健・医療・福祉施設	保健所
	城陽江尻病院
	城南多湖病院
	県立はりま姫路総合医療センター
	すこやかセンター
商業施設	山陽百貨店
	マックスバリュ北条店
	マックスバリュイオンタウン姫路店
	姫路郵便局
	テラッソ姫路
	ピオレ姫路
都市公園	大手前公園
	家老屋敷跡公園
	北条公園
	運河公園
	キャストイ 21 公園

②JR 英賀保駅周辺地区

<区域>

- ・ J R 英賀保駅を中心に概ね半径 500m に含まれるエリアを対象とします。
- ・ 駅の北側は土地区画整理事業が施行中であり、都市計画道路四ツ池線、苜編バイパス南公園を境界とする区域とし、駅南側は、英賀 47 号線、付城公園を境界とする区域とします。

<生活関連経路>

- ・ 駅の北側は、苜編バイパス南公園へ至る都市計画道路「英賀北線」・「四ツ池線」等を生活関連経路とします。
- ・ 駅の南側は、駅前広場を経て各生活関連施設へ至る経路として、「県道英賀保停車場線」、「県道姫路環状線」、「県道和久今宿線」等を生活関連経路とします。
- ・ 駅の南北を接続する経路として、跨線人道橋を生活関連経路とします。

道路名等	備考
県道和久今宿線	
県道姫路環状線	
県道英賀保停車場線	
県道付城細江線	
都市計画道路四ツ池線 ※1	
都市計画道路英賀北線 ※1	
荒川 347 号線 ※1	
駅前広場（北側）	
駅前広場（南側）	
幹第 62 号線	
英賀 43 号線	車道
跨線人道橋	エレベータ 2 基

※1 英賀保駅周辺土地区画整理事業により整備

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	J R 英賀保駅
保健・医療・福祉施設	入江病院
商業施設	J A 兵庫西英賀保支店
	播州信用金庫英賀保支店
	英賀保駅前郵便局
都市公園	付城公園
	苜編バイパス南公園

③JR 網干駅周辺地区

<区域>

- ・ J R 網干駅を中心とする半径 500m のエリアの内、駅南側を主とするエリア及び JR 網干駅前土地区画整理事業区域を対象とします。
- ・ 駅の北側は土地区画整理事業が施行中であり、区画道路 5-1 号線を北端とし、南側は幹第 42 号線と主要地方道太子御津線の交差点を南端とする区域とします。

<生活関連経路>

- ・ 駅の南側は、駅前広場を経由して南に延びる「幹第 42 号線（都市計画道路網干駅前線）」を生活関連経路とします。
- ・ J R 網干駅に併設されている「自由通路」についても生活関連経路とします。
- ・ 駅の北側は、駅前広場及び都市計画道路「網干駅北線」・「網干線」を生活関連経路とします。

道路名等	備考
幹第 42 号線	南駅前広場を除く
駅前広場（南側）	
自由通路	エレベータ 2 基
駅前広場（北側）	
都市計画道路網干駅北線※1	
都市計画道路網干線※1	

※1 J R 網干駅前土地区画整理事業により整備

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	J R 網干駅
商業施設	兵庫信用金庫網干駅支店
	網干駅前郵便局

④山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区

<区域>

- ・山陽電鉄白浜の宮駅を中心とする半径 500mのエリアの内、駅南側を主とするエリアを対象とします。
- ・駅の北側の白浜 154 号線を北端とし、南側は白浜 85 号線と白浜 75 号線が交差する範囲までを区域とします。

<生活関連経路>

- ・駅南側の白浜小学校と白浜支所にアクセスする「白浜 85 号線」等を生活関連経路とします。

道路名等	備考
白浜 313 号線 (旧国道 250 号)	
白浜 1 号線	
白浜 2 号線	車道
白浜 85 号線	
歩道橋・跨線人道橋	エレベータ 2 基
駅前広場	

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	山陽電鉄白浜の宮駅
官公庁施設	姫路市役所白浜支所
教育・文化施設	市立図書館白浜分館 (支所に併設)
	白浜小学校
商業施設	兵庫信用金庫白浜支店

⑤山陽電鉄夢前川駅周辺地区

<区域>

- ・山陽電鉄夢前川駅を中心とする半径 500mのエリアの内、駅南側を主とするエリアを対象とします。

<生活関連経路>

道路名等	備考
広畑 232 号線	

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	山陽電鉄夢前川駅
保健・医療・福祉施設	病院（改編予定）
	特別養護老人ホーム（建設予定）